

第2章 乗車券類の発売

第1節 通則

(乗車券類の種類)

第18条 乗車券類の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 乗車券

イ 普通乗車券

ロ 定期乗車券

ハ 普通回数乗車券

ニ 団体乗車券

ホ 貸切乗車券

通勤定期乗車券
通学定期乗車券
特別車両定期乗車券

(2) 急行券

特別急行券
普通急行券

指定席特急券
立席特急券
自由席特急券
特定特急券

(3) 特別車両券

特別車両券(A)
特別車両券(B)

指定席特別車両券(A)
自由席特別車両券(A)
指定席特別車両券(B)
自由席特別車両券(B)

(4) 寝台券

A寝台券
B寝台券

(5) コンパートメント券

(6) 座席指定券

(乗車券類の発売箇所及び発売方法)

第19条 乗車券類は、駅において、係員又は乗車券類発売機により発売する。ただし、普通乗車券以外の乗車券類は、当社の指定した駅において発売し、また駅員無配置駅から有効となる乗車券類は、その駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅において発売する。

2 前項の規定にかかわらず、旅客が乗車券類を所持しないで駅員無配置駅から乗車した

場合又は旅客が係員の承諾を得て乗車券類を所持しないで乗車した場合は、係員が普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を当該列車内において発売する。

- 3 乗車券類は、前各項に規定するほか、当社が別に定める箇所又は乗車券類の発売を委託した箇所において発売する。

(乗車券類の発売範囲)

第20条 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、他駅から有効な乗車券類を発売することがある。

- 2 車内において発売する乗車券類は、旅客の当該乗車に有効な普通乗車券及び旅客の乗車した列車に有効なものに限って発売する。ただし、前途の列車に有効な乗車券類を発売することがある。

(乗車券類の発売日)

第21条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによって発売することがある。

- (1) 普通乗車券

有効期間の開始日の1箇月前の日から。

- (2) 定期乗車券

有効期間の開始日の7日前の日から。

- (3) 団体乗車券及び貸切乗車券

運送引受け後であつて、旅客の始発駅出発日の1箇月前の日から。

- (4) 自由席特急券、普通急行券又は特別車両券（指定特別車両券を除く。以下これを「自由席特別車両券」という。）

有効期間の開始日の1箇月前の日から。

- (5) 指定券

当該列車（未指定特急券にあつては、指定した乗車日の列車群のうち、始発駅を最も早く出発する列車）が始発駅を出発する日の1箇月前の日の10時から。ただし、立席特急券については、別に定める日から。

- (6) 特定特急券

別に定める日から。

- 2 前項の規定によるほか、普通乗車券、普通急行券又は自由席特急券（第57条第1項第1号ハの規定により2人の旅客が特別急行列車の寝台車に乗車し、1個の寝台を使用する場合に発売するものに限る。）は、同時に使用する指定券を発売する日又は呈示した日から発売することがある。

- 3 指定席特急券、指定特別車両券、コンパートメント券及び座席指定券の発売日は、第1項の規定にかかわらず、別に定めることがある。

- 4 団体旅客又は貸切旅客に対して指定券を発売する場合の団体乗車券又は貸切乗車券の

発売日は、始発駅出発日の11日前の日までとする。ただし、特にその期限を定める場合は、この限りでない。

5 当社が乗車券類の発売を委託した箇所においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、乗車券類を別に定める発売日から発売することがある。

(乗車券類の発売時間及び発売区間)

第21条の2 駅において発売する乗車券類の発売時間及び発売区間については、次の各号に定めるところによる。

(1) 発売時間については、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の発車時刻までとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、乗車券類の種類別の発売時間については、別に定めることがある。

(3) 発売区間については、前各号に規定する発売時間内において、旅客の希望する区間の乗車券類を発売する。ただし、普通乗車券の発売区間については、別に定めることがある。

(乗車券類の購入申込書)

第22条 指定券及びこれに伴う乗車券類を発売する場合は、駅に設備する購入申込書に必要事項の記入を求めることがある。

(特別の乗車券類の発売)

第22条の2 当社が特に必要と認める場合は、特別の運送条件を定めて、普通乗車券、普通回数乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券及び座席指定券(以下これらを「個人旅行用乗車券類」という。)並びに団体乗車券を発売することがある。

2 前項の規定によって乗車券類を発売する場合は、旅客が特定されるものを除いて、発売駅、発売区間、発売期間等をそのつど関係の駅に掲示する。

第22条の3 削除

(伝染病患者に対して発売する乗車券)

第23条 伝染病患者に対して発売する乗車券は、貸切乗車券に限る。

(注) 伝染病とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症、指定感染症(同法第44条の9の規定に基づき、政令で定めるところにより同法第19条又は第20条の規定を準用するものに限る。)、新感染症及び新型インフルエンザ等感染症をいう。

(払いもどし等について特約をした乗車券類の発売)

第23条の2 当社が業務上特に必要と認めた場合は、旅客運賃・料金の払いもどし・乗車変更の取扱いについて、特別の約束をして乗車券類を発売することがある。

(割引乗車券類等の発売の制限)

第23条の3 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合を除き、旅行開始前に限って発売する。

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い)

第 24 条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証又は通学定期乗車券若しくは通学証明書又は第 170 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を、使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させたときは、この使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

(割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合)

第 25 条 旅客運賃割引証は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
- (2) 表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用したとき。
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき。
- (5) 記名人以外の者が使用したとき。

2 旅客運賃割引証は、次の各号の 1 に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所に押印していないもの。
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。